

『修繕費』の把握は 車検や点検時期を知ることがポイント

運送業界を取り巻く厳しい環境下において、「運送原価」を把握しておくことは重要です。今回は、運送原価の「固定費」である車両の『修繕費』について紹介します。同費用は、車両管理の違いにより差が出やすい費目です。内訳は、主に『車検整備費』が占めますが、『一般修理費』なども含まれていますので、それぞれについて詳しく見ていきます。

車検整備費 ～有効期限をしっかり把握しよう！～

日本の公道を運行する上で、車検を受けることは道路運送車両法で義務付けられています。自動車検査証の有効期限を過ぎた車両を運転すると法律違反になるため、『車検整備費』はどうしてもかかる費用です。右に自動車検査証の有効期間を示します。

ここで注意すべきポイントは、「**車種によって検査証の有効期間が異なる**」ことです。当社が扱っている車両の有効期限を明確に把握することが、適切な運送原価を算出することにつながります。

自動車検査証の有効期間

車種	有効期間	
	初回	2回目以降
貨物自動車	GVW8トン以上	1年
	GVW8トン未満	1年
バス・タクシー	1年	1年
レンタカー(乗用自動車のみ)	2年	1年
軽貨物自動車	2年	2年
大型特殊自動車		
自家用乗用自動車	3年	2年
軽乗用自動車		

出典：国土交通省「自動車検査・登録ガイド」より作成

一般修理費 ～点検時期を把握し、費用を運送原価に含めよう！～

『一般修理費』には、「定期点検整備の費用」や「事故に関する修理費」、それに関連する「部品の費用」などがあげられます。なかでも定期点検整備は、「車両の健康診断」として国が定める期間ごとに自動車点検基準に則った点検が必要で、どうしてもかかる費用です。右に各車両の定期点検整備の詳細を示します。

ここで着目すべきポイントは、「**定期点検の時期**」です。自社で扱っている車両の点検時期を把握し、かかるべき費用を運送原価に含めていくことが肝心です。

定期点検整備の詳細

対象	定期点検の時期	点検項目数
トラック、バス、タクシー(事業用) 大型トラック(自家用) レンタカー(乗用車以外)	3ヵ月ごと	47項目
	12ヵ月ごと	96項目
中小型トラック(自家用) レンタカー(乗用車)	6ヵ月ごと	22項目
	12ヵ月ごと	82項目
被牽引自動車	3ヵ月ごと	20項目
	12ヵ月ごと	33項目

出典：国土交通省「自動車の点検整備」より作成

鈴木敦大 (すずき あつひろ)

船井総研ロジ株式会社 ライン統括本部 コンサルティンググループ所属。

大手食品会社の物流子会社では配車業務などを経て、現在はグローバル企業(自動車メーカー)の輸配送効率化プロジェクト、大手産業資材メーカー物流子会社の現状分析&評価などに携わる。これまでの経験を活かし、物流における輸配送コストに特化したコスト削減提案、支援を実施している。